

七尾市文化協会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、七尾市文化協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務所を、七尾市本府中町モ64 池田家に置く。

(目的)

第3条 本協会は、会員の自主的な文化活動の促進と、会員相互の親睦を図り、地域の文化・芸術の振興を目指し、文化によるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の文化活動への支援
- (2) 各種文化事業の開催
- (3) 文化団体の育成及び文化活動への支援
- (4) 文化広報の発行
- (5) 国内及び国際文化交流の促進
- (6) 会員のための文化講演会等の開催
- (7) 地域文化事業への協力
- (8) 文化振興功労者の表彰
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本協会は、第3条の目的に賛同する、団体及び個人をもって組織する。

(会員)

第6条 本協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 七尾市を拠点として文化活動をする団体または個人
- (2) 賛助会員 本会の活動を賛助する団体及び個人
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者で総会において推薦された者

(入会)

第7条 本協会に入会を希望する者は、入会申込書を理事長に提出し常任理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 本協会活動を継続しがたい事由を有する団体及び個人は、退会届を理事長へ提出する。

- 2 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき、または団体が消滅したとき
- 3 2年以上会費を滞納したとき
- 4 本会の目的に反する行為のあったときは退会を求めることができる。

(会費)

第9条 正会員は、別に定める団体会費又は個人会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 役員並びに理事は、別に定める会費を納入しなければならない。

(拠出金品の不返還)

第10条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(部門)

第11条 本会には別に定める部門を置くことができる。

第2章 役員

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 顧問 若干名
 - (2) 参与 若干名
 - (3) 会長 1名
 - (4) 副会長 若干名
 - (5) 理事長 1名
 - (6) 副理事長 若干名
 - (7) 常任理事 25名以内
 - (8) 理事
 - (9) 監事 若干名
- 2 本会に次の役員を置くことができる。
- (1) 名誉顧問 若干名
 - (2) 相談役 若干名

(役員を選出)

第13条 会長、副会長、理事長及び副理事長は理事会により推薦し総会において選任する。

- 2 顧問及び参与・名誉顧問・相談役は理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 常任理事は理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 4 理事及び監事は、総会において承認する。
- 5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長は本協会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 理事長は、会長の指示を受けて会務全般、正副理事長会、常任理事会、理事会を運営する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐するとともに、理事会の議決に基づき、会務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会に出席し会務を審議し執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること
 - (2) 理事会に出席する等、理事の事業執行状況を監査すること
 - (3) 会計及び事業の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求すること
- 7 顧問・参与は、会長の諮問に応ずる。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の期日は、定期総会の開催日とする。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員報酬等)

第16条 役員は無給とする。ただし、会務又は事業の執行のために生ずる費用は弁償することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

第3章 会 議

(会議の種類)

第17条 本協会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 正副理事長会
- (3) 常任理事会
- (4) 理事会

(総会)

第18条 本協会の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 総会は、正会員、賛助会員及び役員を持って構成する。この場合、団体においては、あらかじめ届け出た代表者とする。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 役員選任
 - (4) 会費の額
 - (5) 会則の変更
 - (6) その他本会の運営に関する重要な事項
- 4 定期総会は、毎年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 5 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めた招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
 - (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- 6 総会は、会長が招集し議長は総会構成員の互選とする。
 - (1) 会長は、第5項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - (2) 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。
 - (3) 総会は、第2項による総会構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。
 - (4) 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、前項による出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - (5) やむを得ない理由のために総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者を代理人として表決を委任することができる。
 - (6) 前号の場合における第3号及び第4号の規定の適用については、その者は出席したものとみなす。
- 7 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 総会構成員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記する）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名押印をしなければならない。

（正副理事長会）

- 第19条 正副理事長会は、理事長・副理事長をもって構成する。
- 2 正副理事長会は、必要に応じ行政等の出席を求めることができる。
 - 3 正副理事長会は、次の事項を審議する。
 - (1) 常任理事会・理事会及び総会に付議すべき事項
 - (2) その他理事会・総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（常任理事会）

- 第20条 常任理事会は常任理事をもって構成する。
- 2 常任理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 理事会及び総会に付議すべき事項
 - (2) 入会並びに退会について
 - (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - 3 常任理事会は、理事長が招集し議長は常任理事の互選とする。

(理事会)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

4 定例理事会は、年2回開催する。

5 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき

6 理事会は、理事長が招集し議長は理事の互選とする。

- (1) 理事長は、第5項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- (2) 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

7 監事は、第14条第6項の業務に関して意見を述べることができる。

8 理事会には、第18条第6項第3号から第7項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」、「総会構成員」とあるのは、それぞれ「理事会」、「理事会構成員」と読み替えるものとする。

第4章 運 営

(経費の原資)

第22条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会費（団体会費、個人会費、賛助会費）
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(事業計画及び予算)

第23条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、総会において承認を得なければならない。

(暫定予算)

第24条 前条の規定にかかわらず、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第25条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、事業報告書、収支計算書等監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第27条 この会則は、総会において3分の2以上の議決に基づき、変更することができる。

(解散)

第28条 本会は、総会において4分の3以上の議決に基づき、解散することができる。

(残余財産の処分)

第29条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において4分の3以上の議決に基づき処分する。

(事務局)

第30条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第31条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 会則、庶務規程、運営規程
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 補助金等に関する書類
- (5) 許可、認可等に関する書類
- (6) 会則に定める機関の議事に関する書類
- (7) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 財産及び負債の状況を示す書類
- (9) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第32条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附則1 この会則は、平成17年4月23日から施行する。

附則2 この会則は、平成27年5月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則3 この会則は、令和3年6月25日から改定し、適用する。

附則4 この会則は、令和4年5月21日から改定し、適用する。